

日豪首脳テレビ会談 共同報道発表(仮訳)

1 2020年7月9日、安倍総理とスコット・モリソン・オーストラリア連邦首相は、日豪首脳テレビ会談を実施した。

2 両首脳は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行で犠牲になられた方々に深い哀悼の意を表明した。ウイルスに打ち勝ち、経済復興を支援する上で、G20、東アジアサミット、APEC、国連、世界保健機関(WHO)、OECD及び国際金融機関等を通じた、グローバルな連帯、協力及び効果的な多国間主義が、これまで以上に不可欠であると認識した。さらに、両首脳は、威圧的な及び一方的な行動や偽情報を含め、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の中で一層深刻さを増している自由で、開かれ、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域に対する課題に対応する上で協力することの重要性、及び、自由でルールに基づく市場を維持しつつ、重要なサプライチェーンの強靭性を確保することの必要性を認識した。日豪間の緊密かつ強力な「特別な戦略的パートナーシップ」に基づき、両首脳は、新型コロナウイルス感染症と闘うに当たりリーダーシップを発揮していくとともに、インド太平洋地域に重点を置いて、繁栄し、開かれ、安定したポストコロナの世界を築くことへのコミットメントを表明した。

3 両首脳は、日本と豪州が、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を終息させ、生命と生活を守り、社会的・経済的影響を緩和させるための努力を惜しまず行っていることを確認した。将来起こりうる感染症の世界的流行を防止し、より良く対応するため、両首脳は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対する初動の重要性で一致し、WHOのような関連する国際機関を通じたものを含め、国内の及び国際的な準備と対応能力を強化することの必要性を強調した。両首脳は、新型コロナウイルス感染症や他の健康に対する危機との闘いにおける調整においてWHOが果たす役割を再確認した。両首脳は、WHO事務局長に対し、新型コロナウイルス感染症への対応に係る公平で独立した包括的な検証の段階的な作業を、最も早い適切な時期に開始するよう要請する、第73回WHO総会決議の迅速な実施への支持を表明した。両首脳は、台湾のオブザーバーとしてのWHO総会への参加の重要性を認識した。両首脳はまた、両国の民間セクターが、新型コロナウイルス感染症のための治療薬やその他の治療の臨床試験に際して協力するべく、議論を促進し、機会を推進する重要性で一致した。

4 両首脳はまた、世界的流行への効果的でグローバルな対応には、透明で、時宜を得ており、信頼できる、事実裏付けされた情報が重要であることを確認した。質の高い情報へのアクセスは、グッド・ガバナンスの基礎であり、威圧に対する社会及び民主主義の強靭性を強化するものである。両首脳は、偽情報対応について協働することの意義を強調した。

5 両首脳は、力強い景気回復を支援し、より持続可能で、包摂的で、強靭な経済を再建していく決意を強調した。両首脳は、ビクトリア州の水素エネルギーサプライチェーン・パイロットプロジェクトや2019年に両国の大臣によって署名されたカーボンリサイクルに関する協力覚書の実施等を通じたエネルギー転換が、回復に向けた戦略の一部であることを認識した。両首脳は、貿易と投資を促進するために自由で開かれた市場を維持することの重要性を強調した。これに関連し、

両首脳は、多角的貿易体制並びに地域の統合及び経済発展への揺るぎない支持の明確なシグナルとなる、RCEP協定の年内署名へのコミットメントを再確認した。両首脳はまた、特にTPP11協定の拡大を通じ、自由な市場をインド太平洋地域の内外に拡大させていくことへのコミットメントを確認した。両首脳は更に、新型コロナウイルス感染症に対処するためにとられるいかなる緊急措置も、的を絞って、目的に照らし相応で、透明性がありかつ一時的で、WTOルール等の国際法と整合的であり、貿易に対する不必要な障壁を作り出したり、グローバル・サプライチェーンの、特に必要不可欠な物品及びサービスについての混乱を生じさせたりするものではないことを確保することの重要性を強調した。両首脳は、将来を見据え、更にデジタル化されたプロセスによってモノの貿易を現代にあったものとし、グローバル・サプライチェーンをより強靱なものとし、WTOの改革・強化に取り組むことの必要性を強調した。これには、安定しかつ予見可能な国際貿易システムを可能なものとし、経済復興を支援するための電子商取引のルール作りや紛争解決システムの改革を通じた取組が含まれる。両首脳はまた、両国の保健に関する助言に従って景気回復を円滑にするための国境を跨ぐビジネス往来に関し、現在行われている議論を歓迎した。

6 両首脳は、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて加速したデジタル変革及び情報通信技術の技術革新が、成長するデジタル経済の恩恵を最大化すべきであることを認識した。これに関連し、両首脳は、大阪トラックの下で国際的な議論の促進を継続し、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(DFFT:信頼性のある自由なデータ流通)をさらに精緻化し、WTOの電子商取引に関する共同声明イニシアティブの下で国際的なルール作りを主導していくことにコミットした。両首脳はまた、宇宙協力の促進に関する協力覚書への署名を含む、宇宙航空研究開発機構(JAXA)と豪宇宙庁との間の更なる協力を歓迎した。両首脳はまた、今年末に予定されている南オーストラリア州への小惑星探査機「はやぶさ2」のカプセルの帰還を強調した。

7 両首脳は、日豪の相互の経済安全保障と繁栄は、必要不可欠な物品及びサービスのための安全で信頼できるサプライチェーンに立脚するものであることを認識した。これに関連し、両首脳は、安全で強靱な重要インフラと国家基幹システムを確保するべく、サイバーセキュリティ、重要技術、エネルギー・天然資源分野に関する二国間協力を強化する必要性を強調した。特に、日豪の企業が関与した重要鉱物やとりわけ5Gのような通信について議論した。

8 両首脳はまた、現在の地政学的状況について議論し、自由で、開かれ、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域を維持することの重要性を強調した。両首脳は、ASEAN主導の枠組みの中心性を再確認した。両首脳は、ASEANとのパートナーシップを深めるための日豪両国による努力について留意した。両首脳は、戦略的な課題について首脳同士が協議する地域におけるプレミアフォーラムとしての東アジアサミットの役割を再確認するとともに、東アジアサミットが新型コロナウイルス感染症のために役割を果たすことを期待した。両首脳は、法の支配、主権の尊重、包摂性及び開放性を含む、「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」に謳われている原則が引き続き重要であることについて留意した。両首脳は、米国との日豪米戦略対話や日豪印の協議を含め、様々な二国間や多国間メカニズムを通じて引き続き協力することにコミットした。両首脳は2019年9月に実施した最初の日豪米印閣僚級協議を歓迎し、進行中の四か国間協

議へのコミットメントを再確認した。両首脳はまた、これらの国の間で、首脳レベルを含め、二国間の関与が深まっていることを歓迎した。両首脳は、日豪米防衛相会談などの取組を通じて、防衛・安全保障関係の更なる拡大及び深化を歓迎し、実質的で効果的な防衛協力分野についての議論の継続を奨励した。

9 両首脳は、感染の影響を管理し、健康安全保障、経済復興及び持続可能な開発を支援すべく、インド太平洋地域、特に太平洋及び東南アジアの近隣国を支援することへのコミットメントを再確認した。この取組には、医療物資や機材の提供、パートナー国の保健システム強化、災害及び緊急時の対応能力強化、経済の強靱化と復興の促進、新型コロナウイルスのための新ワクチン、診断方法、治療方法の開発と公平な提供の加速が含まれる。両首脳は、「必須サービスと人道的回廊」を通じた保健システム支援や経済支援の提供を含む、新型コロナウイルス感染症への対応における太平洋島嶼国との協力を引き続き強化することにコミットした。両首脳は、パプアニューギニア電化パートナーシップ及び三機関間インフラパートナーシップを含むインド太平洋におけるインフラ需要に対する支援を「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の国際スタンダードに則って行っていくとのコミットメントを改めて表明した。両首脳は、日本による途上国向けの新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款5000億円及び保健・医療関連機材供与のための二国間無償資金協力530億円並びに「回復のためのパートナーシップ：新型コロナウイルス感染症を踏まえた豪州の開発支援方針」を歓迎した。

10 両首脳は、北朝鮮に対し、米国との協議の再開を通じたものを含め、完全な非核化に向けた対話へのコミットメントを求めた。両首脳は、北朝鮮の全ての核兵器、その他の大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄の実現に対するコミットメントを改めて表明し、関連国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調した。両首脳はまた、国連安保理決議に違反する、特に石油及び石炭の「瀬取り」を含む海上活動に対処する国際的な取組へのコミットメントを確認した。両首脳は、北朝鮮に対し、人権侵害及び虐待を終わらせ、日本人拉致問題を即時に解決するよう求めた。両首脳は、香港における国家安全法の制定について、「一国二制度」の下の香港の自治を損なうものであるとして、重大な懸念を共有した。

11 両首脳は、東シナ海及び南シナ海における現状を変更し又は緊張を高め得るいかなる威圧的な又は一方的な行動に対する強い反対を再確認した。両首脳は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、地域協力が一層重要になっている現状において、係争のある地形の継続的な軍事化、沿岸警備船及び「海上民兵」の危険かつ威圧的な使用、及び他国の資源開発活動を妨害する試み等を含む、南シナ海における最近の否定的な動きについて深刻な懸念を表明した。両首脳はまた、南シナ海における航行及び上空飛行の自由が尊重されなければならないこと、全ての紛争は海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映された国際法に従って、平和的な方法で解決されるべきであることを再確認した。両首脳はまた、比中仲裁判断のような、法的拘束力のある判断が示された場合には、当事国には、いかなる恣意的な解釈をすることもなくそれらを遵守すべき義務が生じることに留意しつつ、法的及び外交的なプロセスを完全に尊重することの重要性を改めて述べた。両首脳は、南シナ海における行動規範がUNCLOSに反

映された国際法と整合的であるよう求めた。

12 両首脳は、日豪間の協力の更なる強化のため、可能な限り近い将来に東京で首脳会談を開催することへの期待を表明した。